

教職員の生徒指導に関する共通ルール

1 児童生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNS の使用について

(1) 平日における携帯電話での連絡について

ア 児童生徒へ連絡する場合は、児童生徒の携帯電話には行わず、児童生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う（調査票に記入された順）。連絡が取れなければ、学校の電話を使用して児童生徒の携帯電話に連絡をとる場合もある。

イ 児童生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。

ウ 緊急の連絡を必要とする場合は、この限りではない。

(2) 休日等に携帯電話・メール・SNS を使用する場合について

ア 教職員と児童生徒の間で携帯電話・メール・SNS を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、かつ関係児童生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。

イ 教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明するなど、保護者から誤解を受けないように努めることとする。

ウ 「クラスルーム」でのやりとりは、教育活動で、かつ関係児童生徒全員に関わる場合に限る。個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。また、保護者の理解が得られるよう、趣旨の説明を丁寧に行う。

2 児童生徒との面談や相談等の実施方法について

(1) 児童生徒との面談や相談等は、原則として電話（携帯電話を含む）やメール・SNS を使用して行わない。

(2) 原則として校内又は保護者在宅時の児童生徒宅で実施する。

(3) 実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有し透明性を高める。特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないこととする。

(4) やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則として、自家用車には児童生徒を乗車させない。ただし、緊急等の場合を除く。

4 その他

上記1～3の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。